

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

防火対象物相互の接続方法等に関する取り扱いは、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（令和6年3月29日消防予第155号）（以下「155号通達」という。）によるほか、次による。

1 消防用設備等の設置単位

(1) 155号通知1(1)に規定する「棟であり、敷地ではない」とは、**第1-1図**の例のとおり、棟ごとに消防用設備等の設置要否を判断することをいう。

(2) 「棟」の解釈

155号通知1(2)に規定する「棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと」の判定、すなわち、一棟であるか別棟であるかの判断は、次の基準に照らして、個別具体的に判定する。

ア 原則として、次のすべてを満たす場合は別棟とする。

(ア) 建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの

(イ) 一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの

(ウ) 建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているもの（**第1-2図**参照）

イ 「接続されて一体となったもの」であるかの判断は、建築物が構造的に接続されているかどうかに着目し、**第1-3図**のとおり、構造的な接続が認められない場合は別棟とする。

（補足）

第1-2図、**第1-3図**の①、③の例のように、建築物が並んでいる場合、延焼危険性から言えば、確かに渡り廊下等によって接続されている一の防火対象物と同等以上である場合も多いと考えられる。しかし、そのように扱うと密集市街地は巨大な一の防火対象物として規制することとなり、実態上困難であるばかりでなく、有効性にも問題が生じる。したがって、ここでは構造的に接続されている場合のみを同一棟として取り扱う。

2 消防用設備等の遡及適用

法第17条の2の5及び第17条の3の規定の取扱いは、次による。

(1) 政令の施行の際、現に存する防火対象物で、その延べ面積が小さいため、そもそも消防用設備等の設置を要しなかったものの増築については、当該増築が法第17条の2の5第2項第2号に定める増築に該当しないときは、同条第1項の規定により、消防用設備等の設置を要しない。（**第1-4図**参照）

(2) **第1-5図**の例で示すとおり、政令の施行の際、既存A（延べ面積600㎡）及びB（延べ面積400㎡）の(15)項の防火対象物が、当該政令の施行の後、C（床面積100㎡）を増築したことにより、A、B及びCが一棟となった場合の消防用設備等（屋内消火栓設備）については、Aにとっての増築はB+C（床面積の合計が500㎡）であり、法第17条の2の5第2項の増築に該当するので、屋内消火栓設備の設置を要する。

なお、この場合、既存A又はBの防火対象物のうち、いずれか延べ面積の大なるものを主体として考える。

(3) **第1-6図**の例で示すとおり、事務所ビル（(15)項に掲げる防火対象物）の1階部分を改装して、専用駐車場（床面積500㎡）を設けた場合、政令第13条の規定による水噴霧消火設備等の設置については、主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更していないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まない。したがって、同条の規定は適用されず、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設置を要する。ただし、水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（昭和50年1月1日）の際、現に存する防火対象物である場合は、法第17条の2の5第1項の適用を受けることになり、従前の規定が適用される。（**第1-7図**参照）

(4) 法第17条の3第2項第4号の規定により、非特定防火対象物が特定防火対象物に用途変更された場合、同条第1項の適用はなく消防用設備等に関する基準が遡及して適用される。また、**第1-8図**の例で示すとおり、防火対象物の一部（例えば3階建のうち1階のみ）が特定用途に変更されたような場合でも、全体として消防用設備等に関する基準が遡及して適用される。

なお、用途変更に係る部分が政令第1条の2後段に規定する「従属的な部分」と認められる場合は、当該防火対象物は全体として用途変更がないこととなり、同条第1項の適用はない。

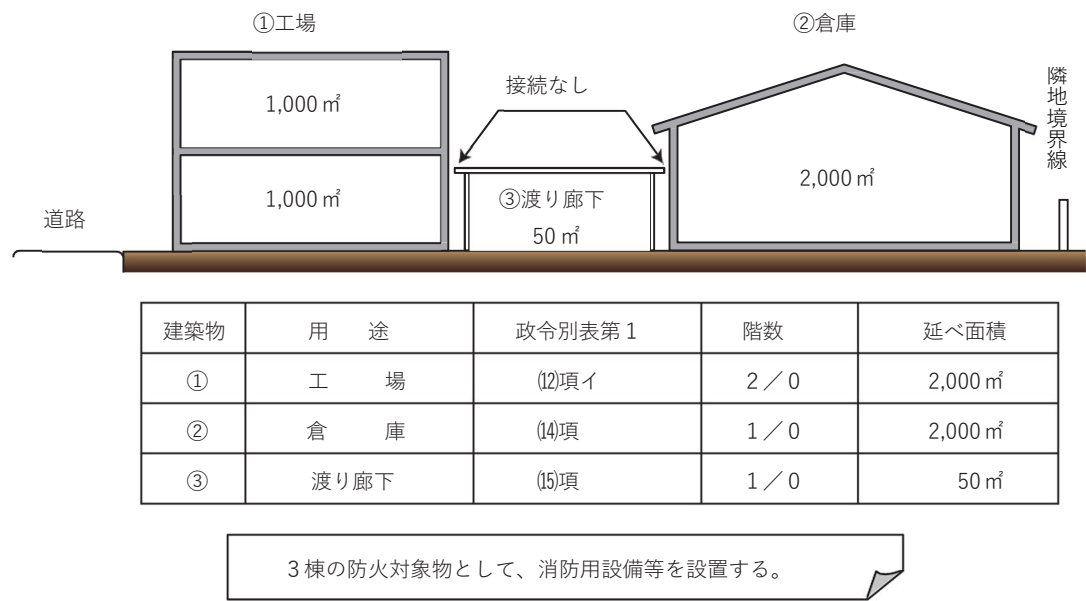
(5) 法第17条の2の5第2項第4号の規定により、特定防火対象物には遡及して消防用設備等を設置することとなるが、(16)項イに掲げる防火対象物で、政令第9条の規定の適用によりそれぞれ別の防火対象物として設置を

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

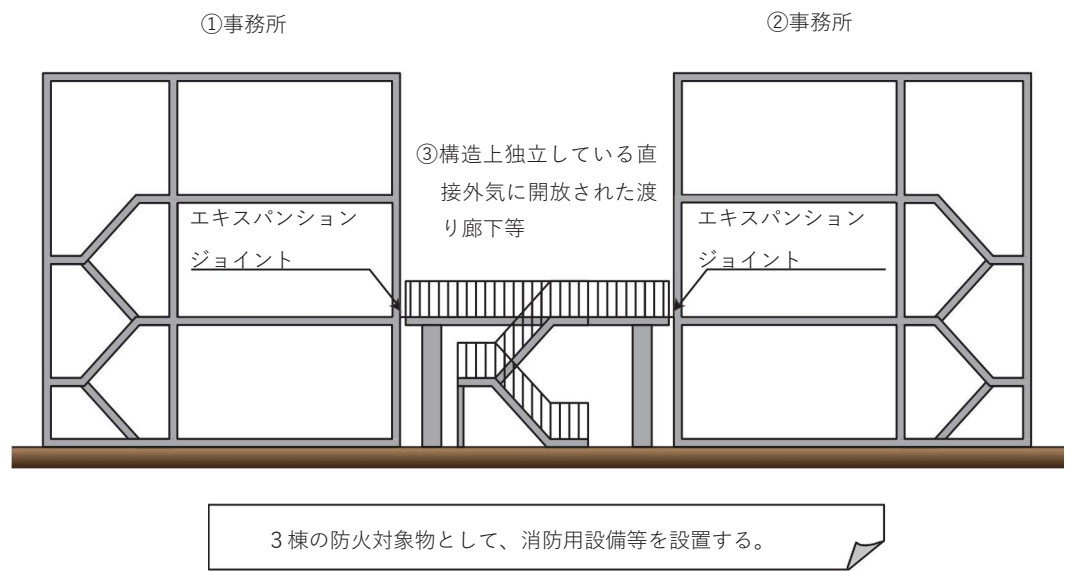
必要とする消防用設備等（例 屋内消火栓設備）を特定防火対象物以外の部分（例 (15)項 事務所）のみに設置しなければならない場合にも遡及して設置する必要がある。（第1-9図参照）

- (6) 第1-10図の例で示すとおり、別棟の取扱いとなる渡り廊下等により接続された防火対象物に対する法第17条の2の5第2項の適用にあつては、次による。
- ア 別棟の取扱いとなる渡り廊下で接続した場合、A及びBに対する増築は、A及びBの面積按分により算定した渡り廊下部分のみの増築となりAに対する増築は50㎡、Bに対する増築は50㎡となる。
 - イ B部分を600㎡増築した場合、Bが法第17条の2の5第2項第2号の適用を受け遡及する。
 - ウ A及びBをそれぞれ300㎡の増築した場合は、新築時における床面積の2分の1未満であり、A及びBは、法第17条の2の5第2項第2号の適用を受けない。

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位



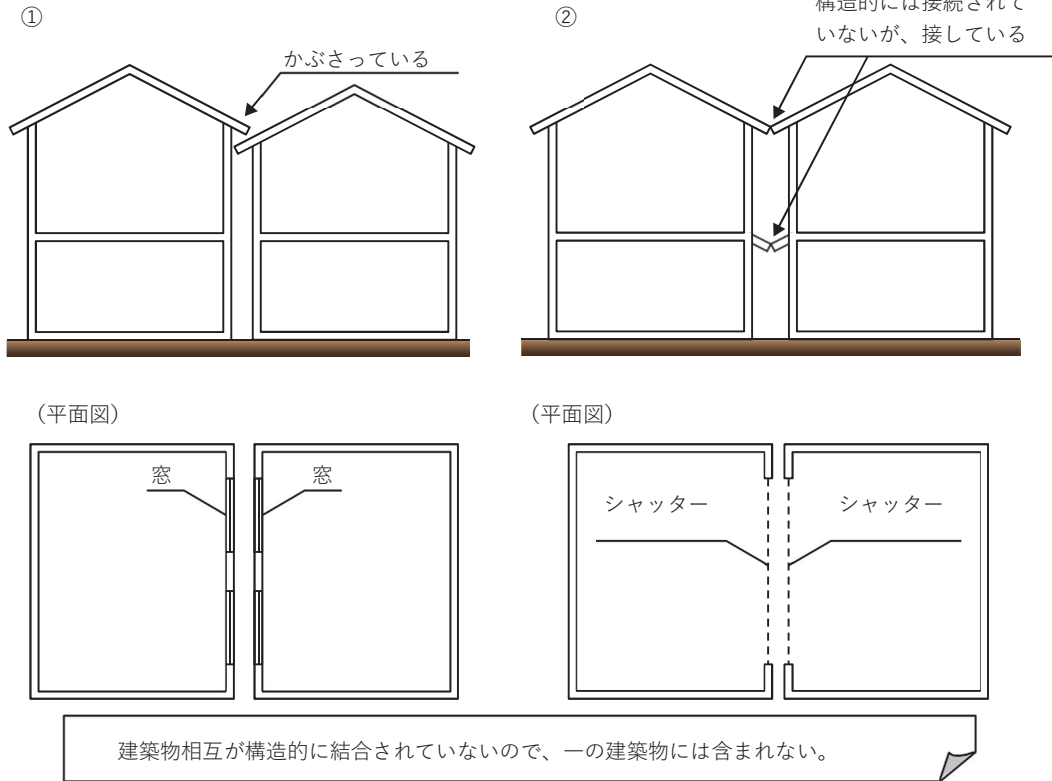
第 1 - 1 図



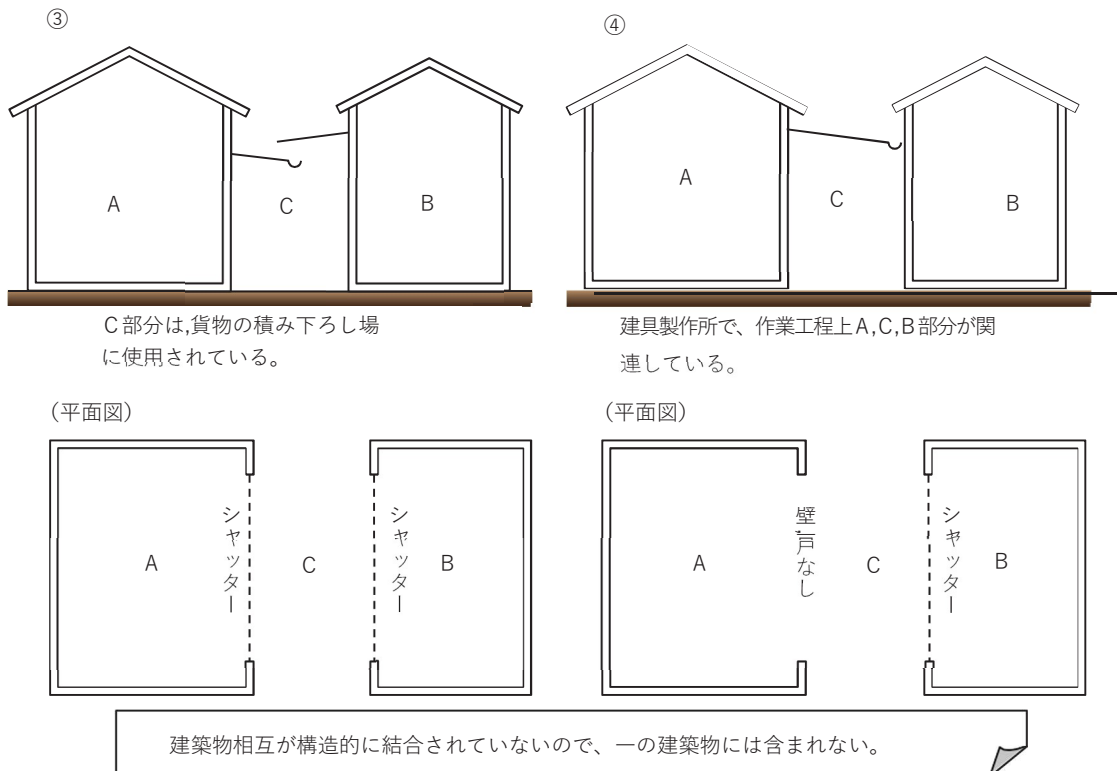
第 1 - 2 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

(その1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合



(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合

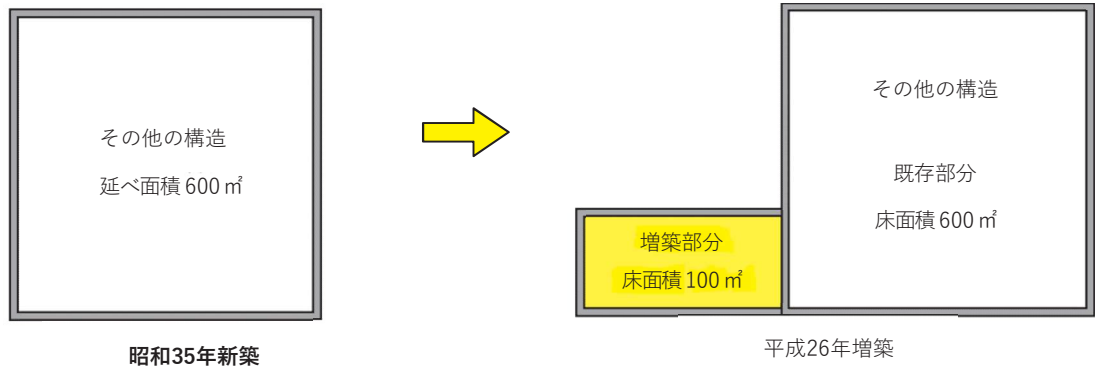


第1-3図

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

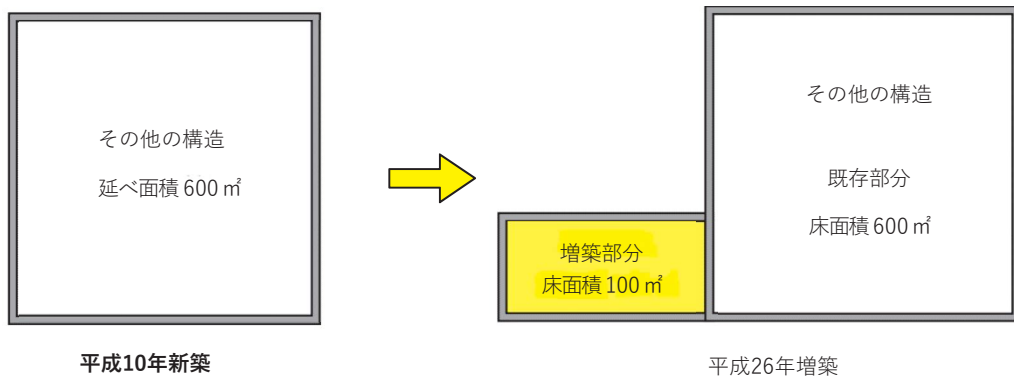
(12)項イに掲げる防火対象物)

○例 1



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和 36 年 4 月 1 日）の際、現に存する防火対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号に定める増築（基準時以後における床面積 1,000 m²以上又は基準時の延べ面積の 2 分の 1 以上）に該当しない場合は、屋内消火栓設備の設置は要しない。

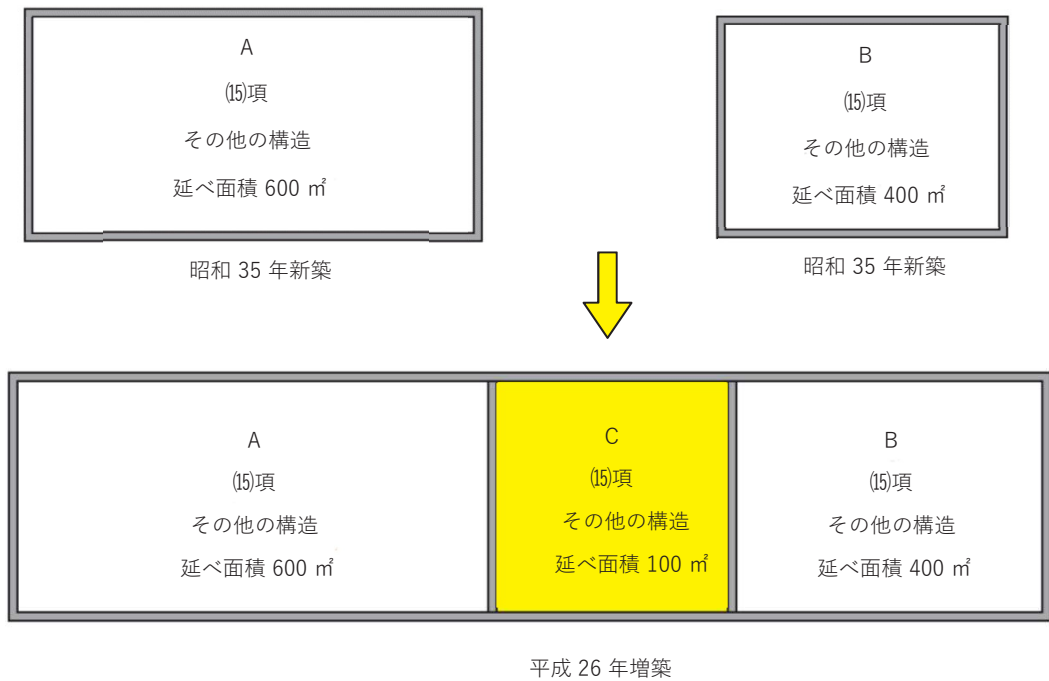
○例 2



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和 36 年 4 月 1 日）後に新築されたものであり、増築によって当該規定に適合しなくなるものであるから、法第 17 条第 1 項の規定により設置義務が生じる。

第 1 - 4 図

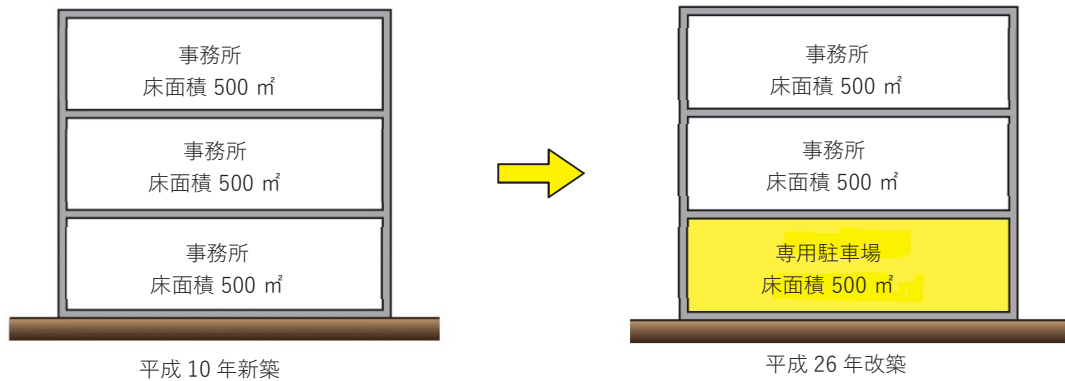
第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位



$A \text{ の基準時の延べ面積の } 1/2 \text{ (300 m}^2\text{)} \leq 500 \text{ m}^2$

屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和 36 年 4 月 1 日）の際、現に存する防火対象物 A 及び B であるが、A にとっての増築は B + C（500 m²）であり、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号に定める増築（基準時の延べ面積の 2 分の 1 以上）に該当するため、屋内消火栓設備の設置を要する。

第 1-5 図

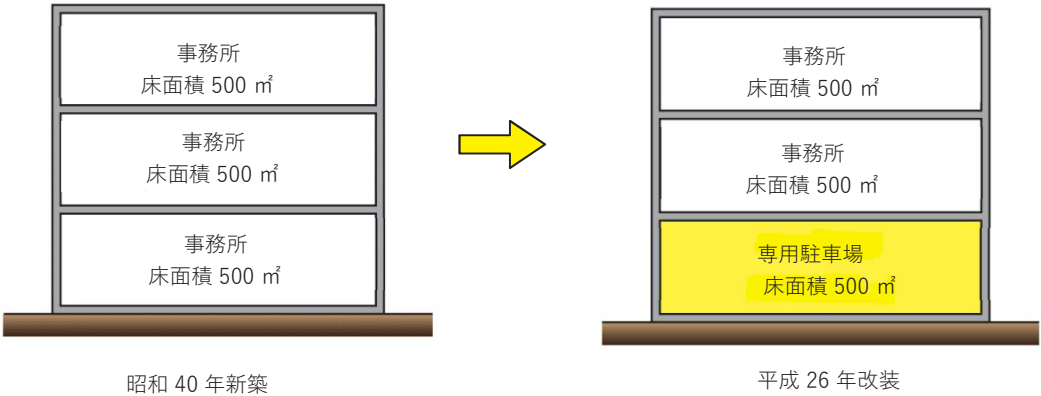


主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更しないことから、法第 17 条の 3 第 1 項に規定する用途が変更されたものに含まれず、同条の規定は適用されず、法第 17 条第 1 項の規定により水噴霧消火設備等の設置義務が生じる。

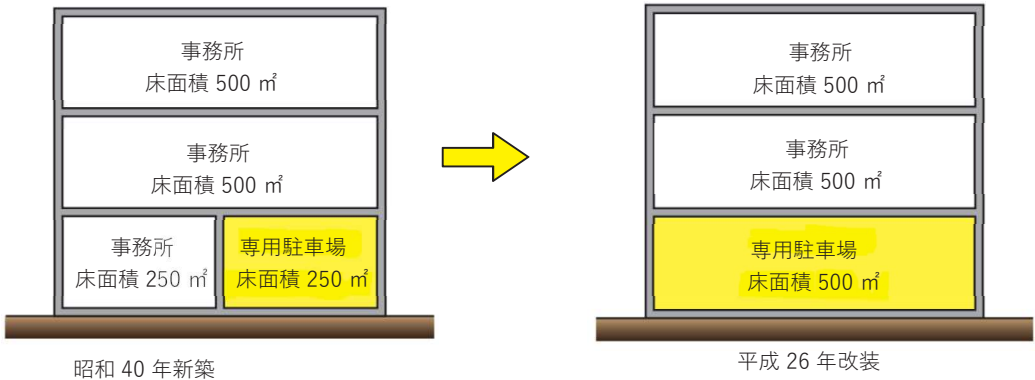
第 1-6 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

(その1) 非特定防火対象物にあって政令第13条第1項に該当する部分が、新たに出現することとなった場合

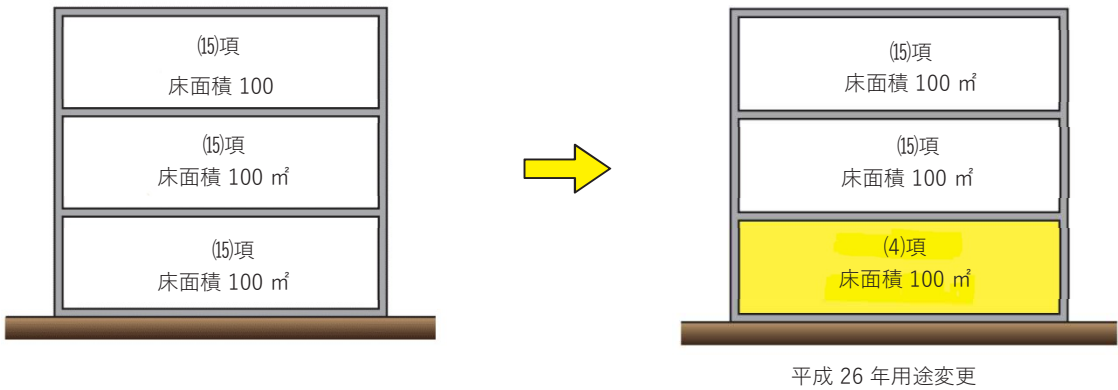


(その2) 非特定防火対象物にあって政令第13条第1項の基準数値に達していなかった部分が、同基準数値に達することとなった場合



水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和50年1月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項の規定に該当しないため、水噴霧消火設備等の設置を要しない。

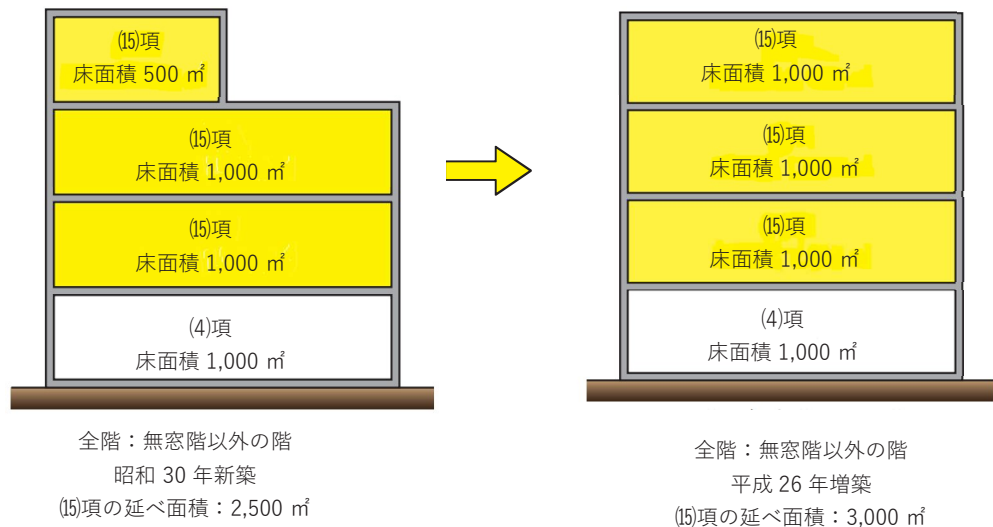
第1-7図



政令第21条第1項第3号の規定により、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置を要する。

第1-8図

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位

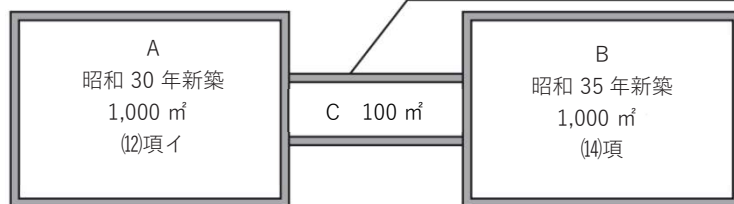


政令第 11 条第 1 項第 3 号の規定の施行（基準時：昭和 36 年 4 月 1 日）の際、現に存する防火対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号に定める増築（床面積 1,000 m²以上又は延べ面積の 2 分の 1 以上）に該当しないが、当該防火対象物が特定防火対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 4 項に該当するため、(15)項に掲げる部分に屋内消火栓設備の設置を要する。

第 1-9 図

（渡り廊下で接続した場合）

昭和 60 年別棟の取り扱いとなる渡り廊下



A 棟及び B 棟のそれぞれの延べ面積（1,000 m² + 50 m² = 1,050 m²）

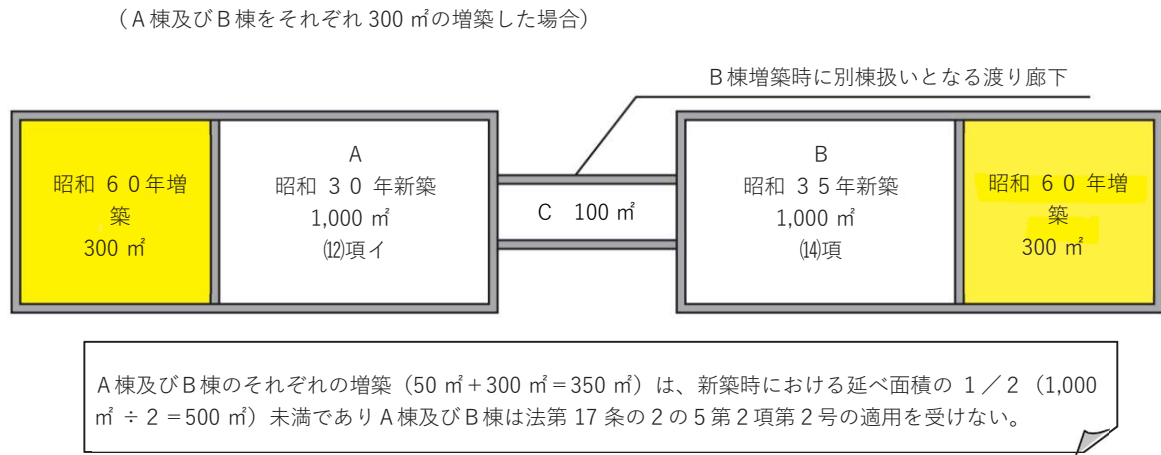
（B 棟部分を 600 m²増築した場合）

B 棟増築時に別棟扱いとなる渡り廊下



B 棟の増築（50 m² + 600 m² = 650 m²）は、新築時における延べ面積の 1 / 2（1,000 m² ÷ 2 = 500 m²）以上であることから、B 棟は法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号の適用を受ける。

第3章 消防用設備等の設置単位
第1 消防用設備等の設置単位



第 1 -10 図